

- ① 原子力行政において、「地元」「立地自治体」「原子力発電所立地地域」また「原子力発電所立地地域等」とは、それぞれ具体的にどの自治体を指すのか、新潟県として定義、明示していただきたい。

つまり、「地元了解・合意・理解」を求める自治体について新潟県のお考えを明示していただきたい。新潟県においては全市町村を含むのか否か、明確にお考えを示していただきたい。

- ② それぞれ原子力発電所立地自治体が結ぶいわゆる「安全協定」において法的位置付けはないと承知しています。東京電力、新潟県、柏崎市、刈羽村が結んだ「安全協定」においても再稼働に関する事項は記載されていません。

原子力規制委員会が法によって認めた原子力発電所の稼働を、法に依拠しない、また安全協定にも触れられていない「地元合意」「地元了解」「理解」がいたずらに制限している状況を新潟県としてどのように考えるのか伺います。また、法による稼働許可がなされてから1年6か月、経済産業大臣からの要請があつてから1年以上経過してもなお稼働していない柏崎刈羽原子力発電所の実態について、新潟県としてどのように考えるのか伺います。

- ③ 再稼働など原子力政策の実施、理解を電気事業者、国が道、県、立地市町村に求めるとき、現在、各道県知事による理解、合意の判断時期も意思表示の手法、根拠等も地域事情という名の下でそれぞればらばらです。新潟県においては全県市町村長との意見交換、全県下において公聴会と称するもの、また県民意識調査が進められています。法的根拠のない「地元合意・理解」の範囲を実質原子力発電所立地道県単位とすることを新潟県が主導しているようにも見え、危惧しています。国のエネルギー、環境施策を考える上で課題はないのでしょうか、新潟県の認識を伺います。

御存じのとおり、原子力防災政策はP A Z、U P Zとおおむね5 k m、おおむね3 0 k mと距離で規定されています。距離で申し上げるならば、村上市は柏崎刈羽原子力発電所から約1 8 0 k m離れています。福井県内各原子力発電所から1 8 0 k mといえば京都、大阪も含まれます。また、北海道泊原子力発電所から稚内市までは3 0 0 k m以上、根室市までは5 0 0 k m以上離れています。

- ④ いわゆる三法交付金制度において、原子力規制委員会の許可が下り、電気事業者により当該原子力発電所に燃料装荷がなされてから9か月経過後、稼働がなされない原子力発電所立地自治体の交付金が減らされるという制度があります。柏崎市も刈羽村も再稼働容認の姿勢を表明しているにもかかわらず、新潟県の判断が遅れているがゆえに立地自治体の交付金に影響が及ぶのは極めて理不尽であります。新潟県としてどのように考えるのか伺います。

- ⑤ 原子力防災という名の下で、非合理的な施策が展開され、あまつさえその財源を電気事業者に負担させる流れがあります。具体的にはU P Z圏内の小・中学校体育館の陽圧化、冷暖房施設設置、運営経費に東京電力の協力を求めるとも聞いています。根拠のない寄附がステークホルダーの利益を毀損し、株主代表訴訟の可能性にもつながりかねないものであります。そして、その原因者が新潟県になる可能性を含め、危惧しています。再三申し上げてきましたが、事業者には税負担を求める中で、公的な協力とすべきではないのでしょうか。新潟県としてどのように考えるのか伺います。

令和7(2025)年7月17日
柏崎市長 櫻井 雅浩